

定期生命共済事業細則 新旧比較対照表

新条文	旧条文
<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第8条 規約第12条(共済契約の申込み)第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面<u>またはこの会の定める電磁的方法により</u>次の各号の内容および申込みを取消す旨を【削除】この会に<u>示す</u>ものとします。</p> <p>(1) 基本契約および特約の共済金額</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>	<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第8条 規約第12条(共済契約の申込み)第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に<u>次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名のうえ</u>この会に<u>提出する</u>ものとします。</p> <p>(1) 基本契約および特約の共済金額</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>
<p>(この会の実施する生命共済事業にかかる共済契約との重複)</p> <p>第10条 共済契約者は、生命共済事業にかかる共済契約を締結している場合、同一の被共済者について65歳以上専用歳満期型の共済契約を締結することはできません。</p> <p>【削除】</p>	<p>(この会の実施する生命共済事業にかかる共済契約との重複)</p> <p>第10条 共済契約者は、生命共済事業にかかる共済契約を締結している場合、同一の被共済者について65歳以上専用歳満期型の共済契約を締結することはできません。</p> <p><u>ただし、生命共済事業にかかる共済契約が、生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」第2項に定めるS1200型またはS3000型である場合を除きます。</u></p>
<p>(特例加入制度)</p> <p>第13条 共済契約者は、次の各号のいずれかに該当する共済契約の被共済者について、65歳以上専用歳満期型の契約を申し込む場合には、当該共済契約を解約することなく、新たに所定の型で共済契約を締結すること(以下「特例加入制度」といいます。)ができます。申込みにあたっては規約第12条(共済契約の申込み)および</p>	<p>(特例加入制度)</p> <p>第13条 共済契約者は、次の各号のいずれかに該当する共済契約の被共済者について、65歳以上専用歳満期型の契約を申し込む場合には、当該共済契約を解約することなく、新たに所定の型で共済契約を締結すること(以下「特例加入制度」といいます。)ができます。申込みにあたっては規約第12条(共済契約の申込み)および</p>

新条文	旧条文
<p>規約第13条（共済契約申込みの諾否）の規定を準用します。</p> <p>(1) 2017年9月1日以前に発効した、共済期間15年または共済期間20年の65歳以上専用年満期型</p> <p>(2) 2017年9月1日以前に発効した、生命共済事業<u>にか</u>かる共済契約のうちS1200型またはS3000型</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>規約第13条（共済契約申込みの諾否）の規定を準用します。</p> <p>(1) 2017年9月1日以前に発効した、共済期間15年または共済期間20年の65歳以上専用年満期型</p> <p>(2) 2017年9月1日以前に発効した、生命共済事業<u>細</u>則別表第1「共済契約の型」第2項のうちS1200型またはS3000型</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(更新または更改契約における共済金支払いの取扱い)</p> <p>第29条 〔中略〕</p> <p>2. 更新または更改をした契約における各共済金の支払限度日数の判断は、当該契約における入院日数と更新前または更改前の契約の共済期間中の入院日数を通算のうえおこないます。ただし、移行契約の場合、規約第51条（疾病入院共済金）第4項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第4項、第70条（災害入院共済金）第2項および第76条（歳満期型災害入院共済金）第2項の、通算して<u>1,000</u>日を限度とする規定は、移行契約発効日以後の入院日数のみ通算します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(更新または更改契約における共済金支払いの取扱い)</p> <p>第29条 〔中略〕</p> <p>2. 更新または更改をした契約における各共済金の支払限度日数の判断は、当該契約における入院日数と更新前または更改前の契約の共済期間中の入院日数を通算のうえおこないます。ただし、移行契約の場合、規約第51条（疾病入院共済金）第4項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第4項、第70条（災害入院共済金）第2項および第76条（歳満期型災害入院共済金）第2項の、通算して<u>1000</u>日を限度とする規定は、移行契約発効日以後の入院日数のみ通算します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(疾病入院特約共済金額、歳満期型疾病入院特約共済金額、災害入院特約共済金額および歳満期型災害入院特約共済金額の適用)</p> <p>第47条 〔中略〕</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当</p>	<p>(疾病入院特約共済金額、歳満期型疾病入院特約共済金額、災害入院特約共済金額および歳満期型災害入院特約共済金額の適用)</p> <p>第47条 〔中略〕</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当</p>

新条文	旧条文
<p>該契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第71条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故等発生時における契約の共済金額とします。</p> <p>なお、規約第52条（疾病長期入院共済金）第<u>6</u>項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>	<p>該契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第71条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故等発生時における契約の共済金額とします。</p> <p>なお、規約第52条（疾病長期入院共済金）第<u>5</u>項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2023年（令和5年）5月29日細則一部改正)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2023年9月1日より施行します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>